

雇用調整助成金の特例 延長へ 政府発表



特定社会保険労務士 **大倉 昭治** (あらた経営労務事務所)

令和3年7月21日(水)、政府の経済財政諮問会議で発表されました。
厚生労働省からの正式発表はまだですが、このニュースの出どころは政府筋なので、ほぼ間違いのないといわれています。

雇用調整助成金(中小企業の場合で)

	今回発表前		今回発表
	～4月末	5月～9月	10月～12月
原則	助成率 $\frac{4}{5}$ ($\frac{10}{10}$)※1 日額上限額 15,000円	助成率 $\frac{4}{5}$ ($\frac{9}{10}$) 日額上限額 13,500円	助成率 $\frac{4}{5}$ ($\frac{9}{10}$) 日額上限額 13,500円
地域特例 ※2 業況特例 ※3		助成率 $\frac{4}{5}$ ($\frac{10}{10}$) 日額上限額 15,000円	助成率 $\frac{4}{5}$ ($\frac{10}{10}$) 日額上限額 15,000円

※1 かつ書きの助成率は、解雇を行わない場合

原則では、令和2年1月24日以降の解雇の有無で適用する助成率を判断

地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇の有無で適用する助成率を判断

※2 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による要請を受けて施設の営業時間の短縮に協力する事業主

※3 生産指標(売上高など)が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

発表されている詳細は、以下のとおりです。

I 新型コロナウイルス感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等の雇用維持に対する支援(雇用調整助成金等)

- 年末までは特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、原則的な措置を含めてリーマンショック時(中小企業 最大 $\frac{9}{10}$)以上の助成率を維持する。
- 業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる10月から年末までの3か月間、休業規模要件(現行2.5%以上の休業規模が必要)を問わずに支給する(※緊急雇用安定助成金(一般会計)で対応)
- コロナ下における特例として、企業グループ内での在籍型出向により雇用維持を図る企業についても、産業雇用安定助成金の助成対象とする

II 中小企業・小規模事業者の生産性向上支援策

- 事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金の取組を進める。
 - ✓ コロナ禍で特に影響を受けている事業主(前年又は前々年比較で売上等30%減)等への特例
 - ・ 引上げ対象人数の拡大(最大「10人以上」のメニュー新設)
 - ・ 助成上限額の引上げ(450万円→600万円)
 - ・ 設備投資等の範囲の拡充(賃上げ30円以上とする場合、生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に)
 - ✓ 全事業主を対象とする特例
 - ・ 45円コースを新設
 - ・ 同一年度内の複数回申請・受給を認める
- 事業再構築補助金・中小企業生産性革命推進事業の運用改善
 - ✓ 厳しい業況にある中小企業・小規模事業者や、より積極的に賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者を集中的に支援するため、事業再構築補助金や中小企業生産性革命推進事業について、使い勝手の向上を図りつつ、特別枠の設定や、補助上限額の見直し、経営実態・企業規模を踏まえた運用見直しを行う。(例えば、事業再構築補助金においては、通常 $\frac{2}{3}$ の補助率を $\frac{3}{4}$ に引き上げた最低賃金特別枠の創設や、通常枠の上限額を従業員規模に応じ、最大8,000万円に引き上げる等の見直しを実施。)